

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和元年 12月 6日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 12月 17日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年6月19日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（宮城スタジアム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は本大会におけるサッカー会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成 29年 5月 31日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・パラ経費はなし。 <p>(令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、サッカー会場（宮城スタジアムほか、宮城県総合運動公園内駐車場の一部）の確保は必須である。 <p>(令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、今回の契約変更は、大会の延期の決定を受け、令和2年6月から指定管理者による宮城スタジアムの一般利用再開が決定したため、一般利用に支障となる仮設物を令和2年5月末までに完了すべく撤去する必要があった。 ・一方で、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、(一般利用に支障の無い仮設物を)残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。 ・これらの状況から、令和2年6月以降に現行契約を継続すると、5月中に仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、6月から借上げ予定の場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。 	必要性

	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用範囲は、関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) 契約の変更については、残置する仮設物が確定するのが令和2年5月末日であるため、令和2年6月以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の会場使用料については、「県立都市公園条例」(昭和三十四年七月十六日 宮城県条例第二十一号)に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) 契約の変更について、残置面積確定直後の令和2年6月からとすることにより、経費の削減に努めている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年5月27日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。